

平成21年10月から

**住民税(町・県民税)の公的年金などからの引き落とし(特別徴収制度)が始まります。**

平成21年10月から、公的年金などを支給されている方の住民税が年金から引き落としとして納付していただく制度(特別徴収制度)が始まります。

《対象となる方》

1 前年中に公的年金などの支給を受けた方

2 平成21年4月に国民年金法

に基づく老齢基礎年金など

(以下「老齢等年金給付」と

いう。)の支給を受けている

65歳以上の方

※次の方は特別徴収の対象となりません。

ア 老齢等年金給付の年額が18万円未満の方

イ 平成21年度の引き落とし額(特別徴収税額)が老齢等年金給付の年額を超える方

ウ 介護保険料が年金から引き落とし(特別徴収)され

ていない方

《年金引き落としの中止》

以下のような場合には、特別徴収が中止され、特別徴収され

なかった残りの税額について

は、普通徴収(納付書)で納付していただくこととなります。

○納税義務者の方が死亡した場合

○納税義務者の方が町外に転出した場合

○特別徴収される税額に変更があった場合

○介護保険料が特別徴収されなくなった場合

《65歳未満の年金受給の方は》

平成21年度から、地方税法の改正に伴い、年金所得者の住民税は、給与から天引することができなくなりました。

このため、給与所得と年金所得がある65歳未満の方は、普通徴収(納付書)で納税していただくこととなります。

なおこの制度は、納税方法の変更であり、新たな税負担が生じるものではありません。

《例》住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

●平成21年度の納め方

月	納付書等で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

6月と8月は、年税額の4分の1ずつを納付書又は口座引き落としで納めていただきました。10月・12月・2月は年税額の6分の1ずつ年金から引き落とします。

●平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの3分の1ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を年金から引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を3分の1ずつ年金から引き落とします。

◆問い合わせ 税務課 ☎ 0859 - 54 - 5208

知っていますか?

建退共制度

建退共制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、退職金制度です。

加入できる事業主

建設業を営む方

対象となる労働者

建設業の現場で働く方

掛金 月額310円

★特徴

○国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。

○経営事項審査で加点評価の対象となります。

○掛金の一部を国が助成します。

○掛金は事業主負担となります。

○法人は損金、個人は必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

○事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

○詳しいことは、もよりの建退共鳥取支部へお問い合わせください。

☎ 0857・24・2281